

ばならない。

第16条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は、催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

(1) 浄化槽の設置等の届出その他必要な手続きが受理されず、又は、認められないとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項によりこの契約が解除された場合乙はこの契約の履行のために乙において要した費用、及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第17条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。

この場合、甲は、甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第18条 次の各号の一に該当するときは、乙の催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第9条に基づき、工事が一時中止され、又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき、又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙に賠償するものとする。

第19条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金の3,000分の1の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金員につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで年10.95%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第20条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえ定め

ることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

『甲 発注者』 住 所 _____

氏 名 _____ 印

『乙 請負者』 住 所 _____

氏 名 _____ 印

浄化槽工事業登録番号 (_____)

又は届出番号 (_____)